

前田真彦先生と行く 超短期韓国語研修

マラギの서강대! で定評のプログラム

会話力強化
プログラム



西江大学校



授業は一切の日本語が禁止されていますため、すべて韓国語にて授業が行われます。初級以上の方対象となりますのでご注意ください。

早割申込締切：7/13（金）以降定員になり次第終了

日程

◆旅行プラン（航空券・空港送迎付）羽田/関空発着	4日間	9月14日（金）日本発 / 9月17日（月祝）日本帰国
◆現地集合解散プラン（航空券・空港送迎なし）	4日間	9月14日（金）現地集合 / 9月17日（月祝）現地解散
◆研修プログラム参加のみ（航空券・滞在先自己手配）	3日間	9月14日（金）現地集合 / 9月17日（月祝）現地解散

【募集人数】30名（3クラス 初・中・高級）最少催行:20名（2クラス 中・高級）

【旅行代金】●旅行プラン 羽田発 **177,000円**

関空発 **157,000円**（空港税・燃油付加運賃別）

●現地集合解散プラン（航空券・空港送迎なし）**110,000円**

●研修プログラムのみ参加のみ：**85,000円**

◆1人部屋追加代金 5日間 20,000円 4日間 15,000円

◆滞前後延泊代金 1泊1室10,000円（朝食付）

※延泊オプションは、1人部屋指定もしくは同室・同一日程で友人同士ご参加の場合のみ適用

7月13日（金）までの申込み

早割 2,000円 割引!

さらに

ミレ会員・リピーター様

3,000円割引

3回以上参加の方なら

5,000円割引

オプションで参加可能!

(ツアー参加者 1,000円)

前田真彦先生

ソウル特別講座

「発音クリニック実践編」

現地在住者・留学生の要望にお応えて前田先生の発音克服セミナーを実施します。ツアー参加者も参加できますので

ぜひお申込みください。オプションにてご参加可能です。



各種オプションあり

★前泊・延泊手配可能。航空券予約も調整致します

★1人部屋オプションあり。

★地方発着希望の方は航空券手配も代行します。お気軽にご相談ください。

★**夕食会設定あり**（16日）※現地払い

<ご注意>

●地方発着にてご参加を希望される方は、「現地集合解散プラン」をお選び頂き航空券をご自身で手配頂くか、弊社でも御予約を承りますのでお気軽にお問い合わせください。

●宿泊を含むプランについては、前後延長滞在・先着滞在をご希望の方は一人部屋をご指定頂くか、2名同室同一日程にてお申込み下さい。

●プログラム開始（9/14 16:00～）終了日 **9/17 12:00予定**となります。現地集合解散プラン、またはプログラム参加のみの方は航空券手配の際にお時間に御注意ください。

旅行プランの方のスケジュール（予定）

日付	時間	予定	ホテル/食事
9月14日 (金)	午前	日本発（羽田・関空）空路にてソウルへ	宿泊：ホリデーイン エキスプレス 弘大（予定） 食事：-/-/※
	午後	ソウル着 着後、公共交通機関にて滞在先のホテルへ チェックイン後、大学へ 16:00 大学にてレベルチェックテスト ~17:00	
	18:00	参加者交流夕食会【希望者のみ。事前申込受付者】 ※食費は現地ににて自己負担清算となります。	
9月15日 (土)	8:30	ホテルにて各自朝食。 食後、ロビー集合。スタッフ同行にて西江大へ ★プログラム参加のみの方は各自学校へ	宿泊：ホリデーイン エキスプレス 弘大（予定） 食事：朝/昼/-
	9:00	入校式	
	10:00	韓国語授業（2時間）	
	12:00	昼食（大学周辺の食堂を予定）	
	13:30	韓国語授業（～17:30）	
	18:00	終了後解散。各自、自由行動 18:30 【希望者のみ】前田先生による特別発音セミナー （～20:00 参加希望者のみ）会場：新村駅近く	
9月16日 (日)	9:00	ホテルにて各自朝食。食後、各自学校へ	宿泊：ホリデーイン エキスプレス 弘大（予定） 食事：朝/昼/-
	12:00	韓国語授業（～11:50）	
	13:30	昼食休憩（～13:30）（大学周辺の食堂を予定）	
	17:30	韓国語授業（～17:30）	
	18:00	終了後解散。各自、自由行動 【希望者のみ】前田先生と夕食会（現地に各自負担）	
9月17日 (月祝)	9:00	ホテルにて各自朝食。食後、チェックアウト。各自学校へ	宿泊：- 食事：朝/昼/-
	11:00	学生との対話交流会（～10:50）	
	12:00	修了式ならびに昼食会（お弁当）	
	夕方	終了後、ホテルに戻り、旅行プランの方は公共交通機関にて空港へ 現地集合解散、プログラム参加プランの方は学校で解散 ソウル発 日本着（羽田・関空）	

●滞在先ホテルはあくまでも予定です。変更の可能性がありますのでご了承ください。

日程	日程：2018年9月14日(金) 日本発～9月17日(月祝)		
発着地 (旅行プラン)	東京(羽田)／大阪(関空) ※東京・大阪以外の日本国内空港からご出発希望の方は、地方発着での御手配も可能ですのでお問い合わせください。 もしくは、ご自身で航空券手配の上、「現地集合・解散プラン」をご利用ください。		
添乗員	添乗員はおりません。弊社現地スタッフがサポート致します。		
開催地	大韓民国・ソウル／西江大学校 言語教育院		
参加条件	年齢・国籍制限は問いません(但し18歳未満の方は事前にご相談下さい)。 初心者をご参加できません。 初級～上級まで、現地にレベルチェックの上クラス編成いたします(参加人数により2～3クラス編成)		
募集人数	30名(3クラス編成) 初級・中級・上級対応クラス	最少催行人数	20名(2クラス編成) 中級・上級対応クラス
宿泊	(予定)ホリデーイン・エクスプレス弘大(基本2人部屋)、朝食付き ※一人部屋オプションあり		
食事	旅行プラン・現地集合解散:朝食3回、昼食3回。研修プログラムのみ参加の方:昼食3回。		
利用予定航空会社	未定(アジアナ航空、大韓航空、全日空、日本航空、エアサンのいずれか)。予約確認書にてご案内致します。		
申込・旅行条件	申込条件は別途ご確認ください。		

【旅行代金】

- ◆旅行プラン(1名様・2人部屋利用、航空券・空港送迎付) **羽田発着: 177,000円／関空発着 157,000円**
 - ◆現地集合解散プラン(1名様・2人部屋利用、航空券・空港送迎なし) **110,000円**
 - ◆プログラムのみ参加プラン(航空券・宿泊自己手配)：**85,000円**(手配旅行契約条件書を御確認下さい)
- <オプション>
- 1人部屋追加代金 4日間 15,000円
 - 前泊延泊追加代金 1泊 10,000円(一人部屋、もしくは2名同室でお申込みされる方は1泊5,000円づつ)
 - 前田先生特別講座 1,000円
- ※現地夕食会参加の方は現地清算となります。出発前に参加希望確認をとらせていただきます。

* 1名様でのお申込みの場合、同室希望者指定がない場合の2人部屋の同室者は弊社で決めさせていただきます。

* 旅行プランの料金には、下記空港税類、燃油サーチャージ等は含まれておりません。

<関西3,040円、羽田2,570円 ○海外空港税 約2,800円 ○燃油サーチャージ 約2,000～2,500円 *2018年6月時点>

【旅行プランの旅行代金に含まれるもの】

- ◆日程に明示した利用国際線航空機(エコノミークラス)の往復運賃・航空特別保険料 ◆現地研修費ならびに事前研修費用および教材、通訳費用 ◆日程に明示した現地空港～宿泊先の送迎バス料金
- ◆日程に明示した宿泊の料金 ◆お1人様につきスーツケース等の航空機受託手荷物運搬料金(重量は航空会社による)
- ◆日程に明示した食費 ※上記費用はお客様の都合により一部利用されなくても、原則として払い戻しはいたしません。

【旅行プランの旅行代金に含まれないもの】

- ◆食事付きと明示されている以外の滞在中の食事 ◆クリーニング代、電話代、おこづかいその他個人的に自由行動する場合の全経費 ◆日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費・宿泊費・手荷物運搬費 ◆傷害・疾病に関する医療費 ◆超過手荷物料金 ◆燃油サーチャージ、空港施設使用料、空港税・出国税
- ★現地集合解散プランは、上記のうち、航空機往復運賃ならびに航空特別保険料、燃油付加運賃、現地空港～宿泊先の送迎バス料金は含みません。

お申込方法

早割申込締切日：7月13日(金) 申込書弊社必着(先着順)

本プログラムの受付対応窓口は
弊社大阪支社のみとなります。
osaka@myedu.co.jp
電話：0120-952295
営業時間：10時～18時
(月～金、第1・3土曜日)

定員オーバーの際には申込書到着後、お電話もしくはメールにてご連絡致します。
なお定員に満たない場合には二次募集を実施致します。

1、所定のお申込書にご記入の上、FAXもしくは記入後スキャンしてメール添付にてお送り下さい。もしくは、毎日留学ナビのウェブサイトのオンラインフォームからお送りください。
毎日留学ナビ：<http://ryugaku.myedu.jp/korea/special/mire.html>
FAX：06-4797-7808 **Email** osaka@myedu.co.jp 担当：石渡(イシワタ)

2、申込受領後、受領確認メールもしくはお電話にてご連絡致します。

3、**催行決定後**、申込金のお支払連絡を致しますので、所定の日までに**お申込金 30,000円**を下記の銀行口座へお振込下さい。
(お申込金は旅行代金等に充当されます)

三菱UFJ銀行 神田支店 普通口座 1230382
株式会社毎日エデュケーション

★申込金のご入金をもって正式なお申込みとなります。お申込書を送付頂いてもお申込金入金までは正式なお申込みとはなりません。また、キャンセル料などはかかりません。

★入金確認をもって正式なお申込みとなります。なおお支払は**振込・現金のみ**となり、クレジットカード払いはお受けしていません。

★本プログラムは**毎日エデュケーション大阪支社**にて担当しております。東京本社へのお問い合わせについては対応しかねることがございますので予めご了承ください。

★残席数、申込状況については毎日エデュケーション大阪支社までお問い合わせください。

大阪支社営業時間：月～金・第1・第3土曜日、10:00～18:00(日曜・祝日・左記以外の土曜は定休日)

【お問合せ・お申込先】株式会社 毎日エデュケーション 大阪支社 担当：石渡(いしわた)

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-5-6 桜橋八千代ビル6F

EL：06-4797-7807 FAX 06-4797-7808 MAIL：osaka@myedu.co.jp

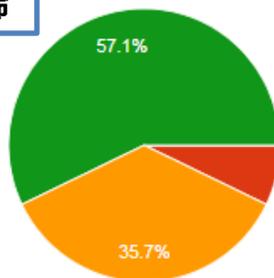
【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第1280号 株式会社 毎日企画サービス

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル内

前回 2018年3月開講 西江大学コースアンケート結果(一部)

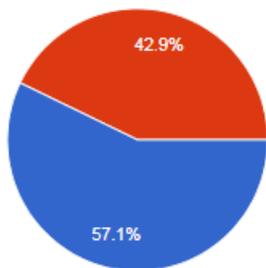


年齢



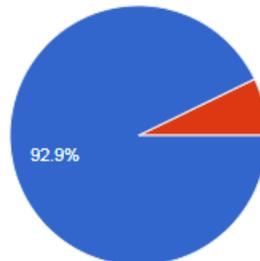
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代以上

ミレ韓国語学院会員比率



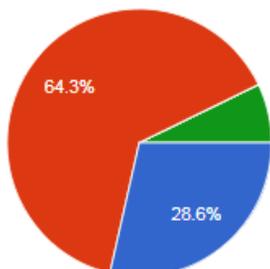
- 会員
- 非会員

西江大学プログラムの満足度



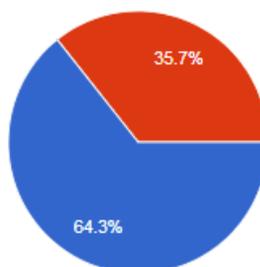
- 大変満足
- 満足
- ふつう
- いまいち不満
- 不満

次回も参加したいですか？



- 是非参加したい
- 機会があれば参加したい
- 参加する予定はない
- まだわからない

ツアー全体の満足度



- 大変満足
- 満足
- ふつう
- あまり満足できない
- 不満

プログラムについての感想 (一部抜粋)

- 先生が授業に準備と工夫を凝らしていると思いました。クラス(レベル)分けがもう少し細かく、一クラス5~8名程度だったら尚良かったと思います。
- 中級のレベルは、力のばらつきが多かったかと思いますが、全員授業内容に満足していたように思います。
- 文法等には触れず会話中心で学べた点が一番良かったです。
- 前回よりも授業内容が濃かった。お昼の時間を長めにとってくれたので余裕ができた。自然と席も毎日変わったので毎回違う方と話すことができたので新鮮だった。授業の間に学生との交流会があったので前回のように夕方疲れてぐったりとはならないのがよかった。
- 先生方が熱心で、机回巡視をしながら個人を丁寧に見てくださる配慮がありました。また、ニュースを取り上げ、語学だけでなく社会情勢も学ぶ機会を提供してくださいました。とても親切で知識も豊富な先生の方々でした。
- 参加する前はオール韓国語の授業が理解できるか大変不安だったが、先生の説明がとてもわかりやすく、授業の進め方も上手で、とても楽しかった。先生によって違った内容の授業があって楽しかった。
- 同じ表現を何度も繰り返し使ったり、長い文章に展開するちょっとしたバリエーションを足していったり、たくさん話す機会がある飽きない授業内容。先生のバイタリティ溢れた指導力
- とにかく口から出す時間が多かった。アクティビティが多く時間がすぐ経ってしまったくらい楽しかった。
- たった3日でしたが一日ごとに先生が考えて授業されていることが伝わりました。先生方にも本当に親しみと信頼を抱きました。



韓国超短期研修申込書

FAX<大阪支社>06-4797-7808 メール添付送信先: Email: osaka@myedu.co.jp

プログラム名	前田先生と行く超短期韓国語研修
研修先名	西江大学校

申込みプラン をいれてください

<input type="checkbox"/> 旅行プラン (航空券・空港送迎付) <input type="checkbox"/> 関空発着 <input type="checkbox"/> 羽田発着
<input type="checkbox"/> 現地集合解散プラン (航空券はご自身で手配。宿泊先に直接集合してください)
<input type="checkbox"/> プログラムのみ参加プラン (航空券、滞在先は自己手配。初日学校にて集合してください)

※研修プログラム参加のみプランは海外手配旅行約款の適用となります。条件書が異なりますので御確認下さい。

パスポート名 (ローマ字)	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	国籍	
パスポート 漢字名	生年月日	西暦	年	月 日
ふりがな	年齢	歳	喫煙	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
フリガナ				
現住所	〒 -			
◆出発前に住所変更の予定 / <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
自宅電話	PCメール			
携帯電話	携帯メール			
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> バイト <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> ミレ韓国語学院会員 <input type="checkbox"/> 会員ではない <input type="checkbox"/> 弊社企画に参加したことがある <input type="checkbox"/> 韓国語力: ハングル検定 () 級 TOPIK () 級 <input type="checkbox"/> 学習期間: _____ 年・ヶ月	
宿泊 ※旅行プラン、 現地集合解散の方 のみ	<input type="checkbox"/> 2人部屋 (同室申込者がいる方はそのお名前: _____) <input type="checkbox"/> 1人部屋希望 (15,000円) <input type="checkbox"/> 延長滞在 1人部屋 (1泊 10,000円) <input type="checkbox"/> 延長滞在 2人部屋 (1泊 5,000円) ※同室者と同一日程で申込み <hr/> 前泊延泊希望の方 → チェックイン日: 9月____日 ◆チェックアウト日: 9月____日			
オプション <input type="checkbox"/> を入れて ください	<input type="checkbox"/> 9月14日 (金) 参加者交流夕食会 (サムギョブサル※現地払 約¥20,000)		<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 <input type="checkbox"/> 未定	
	<input type="checkbox"/> 9月15日 (土) 18:30~ 前田先生による発音特別講座 (※事前払 ¥1,000)		<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 <input type="checkbox"/> 未定	
	<input type="checkbox"/> 9月16日 (日) 18:00~ 参加者夕食会 (未定) ※現地払い		<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 <input type="checkbox"/> 未定	
			<input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/> 不参加 <input type="checkbox"/> 未定	
オプションは現地集合解散・研修プログラムのみ参加の方もお申込み頂けます。※最終参加確認は3月上旬を予定。				
パスポート	パスポート番号: _____ 発行年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 <input type="checkbox"/> これから申請 <input type="checkbox"/> 現在更新中 <input type="checkbox"/> 更新予定 ※有効期限は入国時から3ヶ月以上有効が御確認下さい。			
渡航中の 緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	
20歳未満の方は 保護者同意サイン	本プログラム申込み条件書の内容に同意し申し込みます。		親権署名	
通信欄 (ご要望・ご質問等お書き下さい)				

当社確認欄

受付	入金	初回	書類受	最終案内
----	----	----	-----	------

短期語学研修プログラム「旅行プラン」「現地集合・解散プラン」その他のご旅行条件

本旅行条件書は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、第12条の5に定める契約書面)

1. 募集型企画旅行契約

(1)「短期語学研修・旅行プラン/現地集合・解散プラン」は、株式会社毎日企画サービス(観光庁長官登録旅行業第1280号、以下「当社」といいます)が企画し募集する旅行で、お客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2)当社は、お客様が当社の旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の条件・条件は、このパンフレットの各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前に交付する確定書面(以下「最終日程表」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

2. 申込み・契約の成立

(1)当社の所定の申込み(以下「お申込み」といいます)に所定の事項を記入の上、申込金3万円を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金または取消料もしくは連約料の一部として取り扱います。また、旅行契約は当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとなります。

(2)当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して4日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に提出無き場合、当社は申込みが無かったものとして取り扱います。

(3)お申込みの段階で満席、満室その他の事由で旅行契約を直ちにできない場合は、当社はおお客様の承諾を得てお客様をウェディングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を申し受けます。但し、当社より予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェディング登録の解除の申し出があった場合は、又はお待ちいただく期限までに結果として予約できなかった場合は、当社の申込金を全額払い戻します。

(4)本項(3)の場合で、契約の成立は当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとなります。

(5)a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助具使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。なおこの場合、医師の診断書を提出いただく場合があります。また、現地事情により旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただきます。

(6)お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。小学校3年生以下の方は当社が参加を受諾した場合でも保護者の同伴が必要な場合があります。
<団体・グループの契約>

(1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1)当社が予め特定のお客様を対象にした旅行あるいは特定の旅行目的を有した旅行について、明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

(2)応募旅行者が募集予定数に達したとき。

(3)特別な配慮を必要とする方で、特別な措置を講じても当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(4)旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(5)当社の業務上の都合があるとき

4. 契約書面の交付及び当社の手配・旅程管理義務

(1)当社は、旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)を交付します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。

(2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします(原則として旅行開始日の1週間～5日前にはお渡し出来るよう努力します)。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合は旅行開始日当日までにご交付いたします。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

(3)当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面、又は最終旅行日程表を交付した場合は最終旅行日程表に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の2週間前までに書面にのご請求いたします。指定する期日までに、当社に対し旅行代金を支払わなければなりません。旅行開始日の2週間前以降にお申し込みの場合は、当社が指定する期日までに支払うさせていただきます。

6. 旅行契約内容の変更

(1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(運延、目的空港の変更等)その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の部(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後に説明します。

(2)コースの変更は当初お申込みのコースを取消して、新しいコースに申込みものと解釈します。従って当初お申込みのコースの旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目(ピーク時の旅行については40日目)にあたる日以降のお客様の都合によるコース変更(出発日・帰国日の変更含む)は当初お申込みコースについて所定の取消料を申し受けます。

7. 旅行代金の変更

(1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。

(2)本項(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前に参加者の皆様にご通知いたします。

(3)本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

(4)当社は、上記第6項(1)に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不充足が発生したことによる場合は除きます。)、には、当該契約内容の変更に際してその範囲内において旅行代金の額の変更することがあります。

(5)運送、宿泊機関等の利用人数により旅行代金異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは旅行代金の額の変更すること

があります。

8. 旅行契約の解除

<お客様による解除>

(1)お客様はいつでも次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ご変更及びお取消しにつきましては、当社営業時間内にお申し出ください。

旅行契約の解除期日(取消日)	取消料(お一人様)
旅行開始日がピーク時の旅行で、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10%
*ピーク時とは12月20日～1月7日、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前々日以降から当日まで	旅行代金の100%
旅行開始日の無連絡不参加、又は旅行開始後の解除	旅行代金の100%

(2)当社の責任とならぬ各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続き上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただけます。

(3)お客様は、次に掲げる場合においては、(1)の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

①当社によって契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第17項の下表左欄に掲げるものその他の重要なものであるとときに限りです。

②上記第7項の規定に基づき旅行代金が増額されたとき

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社が旅行者に対し、上記第4項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

(4)当社は、本項(1)②により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金あるいは申込金から所定の取消料を差し引き払い戻します。取消料が申込金で賄えない場合は、その差額を申し受けます。また、本項(3)により、旅行契約が解除された場合は、既に収受している旅行代金を申し受けた金額を払い戻します。

(5)お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

(6)前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない)に限り、(5)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

<当社による解除>

●旅行開始前

(1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

①お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を越える負担を求めたとき。

⑤お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に満たなかったとき。

⑥スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就不いおそれが極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2)お客様が第5項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し上記取消料(お客様による解除(1))に相当する額の違約料を支払わなければならないと認められません。

(3)当社は本項(1)⑥に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目(ピーク時に旅行を開始するものについては33日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

●旅行開始後

(1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することができます。

①お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、アドバイザー等の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(2)当社が前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来にわたってのみ消滅します。この場合において、お客様の既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の責務については、有効な弁済がなされたものとします。

(3)前項の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

<契約解除後の復路手配>

当社は<当社による解除>旅行開始後(1)①③により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合において、発地に戻るための旅行に要する一切の費用はお客様の負担とします。

9. 旅行代金の払い戻し

(1)当社は、第7項(3)から(5)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第8項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前日解除される払い戻しについては解除の翌日から起算して7日以内に、減額は旅行開始後の解除による払い戻しについては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

(2)本項(1)の規定は、第14項(当社の責任)又は第15項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使するところ(おかげのめ)があります。

10. 旅程管理

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。但し、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程

短期語学研修プログラム「旅行プラン」「現地集合・解散プラン」その他のご旅行条件

の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を限り強くとどめるよう努力をします。

11. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

12. 添乗員、アドバイザーの派遣

(1) 当社は、旅行の内容により添乗員、アドバイザー等を同行させて上記第10項に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。(2) 前号の添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

13. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

14. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときに限ります。(2) お客様が以下に例示するよう当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。(3) 天災地変、暴乱、暴動又はこれらを生じうる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。(4) 送迎・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害。(5) 送迎・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらを生じうる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。(6) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらを生じうる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。(7) 盗難 (8) 食中毒

(9) 送迎機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらを生じうる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、その規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社が故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

15. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反した行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

16. 特別補償

(1) 当社は上記第14項に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物を被った一定の損害について、死亡補償金(2,500万円) 後遺障害補償金(2,500万円を上限)入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。但し、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。(2) 当社が、募集型企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。(3) お客様が旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、疾病等のほか、旅行日程に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュウキュウ、ボブスレー、スライダグライダー、ハングライダー、搭乗、超軽動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。但し、当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。(4) 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)については主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。(5) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われまい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合を除き、企画旅行参加中とはいいたしません。

17. 旅程保証

(1) 当社は、次左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(送迎・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、送迎・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。)を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同左右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。但し、当該変更について当社に責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。イ. 天災地変、暴乱、暴動 二. 官公署の命令 ホ. 送迎・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 ハ. 当初の運行計画によらない送迎サービスの提供 ニ. 旅行参加者の生命または身体への安全確保のために必要な措置 (2) 第8項の規定により募集型企画旅行契約が解除された部分にかかる変更は、変更補償金を支払いません。(3) 旅行サービスを受けられる順序が変更になった場合で、旅行期間中に当該旅行サービスを受けることができた場合、変更補償金を支払いません。(4) 上記にかかわらず、当社が一つの手配契約につき支払う変更補償金の額は、旅行者1名につき旅行代金の15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、変更補償金は支払いません。当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。(3)

契約補償金の支払いが必要となる変更	一件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)、その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した送迎機関の等級又は設備のより低い料金等のものの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0

4 契約書面に記載した運送機関の種別又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行便の種別又は経由便の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種別または名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
(注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えの上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供される旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
(注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備が宿泊設備を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
(注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
(注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗船船等又は一泊の中で発生した場合であっても、一乗船船等又は一泊につき一件として取り扱います。
(注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第9号までの率を適用せず、第9号によります。

18. お客様が出発までに実施する事項

(1) パスポート

パスポートをお持ちでない方、またその有効期限が切れている方は、いまずぐに有効なパスポートをご用意ください。

(2) 衛生情報

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

(3) 海外危険情報

渡航先(国又は地域)によっては、外務省の海外危険情報など、安全に関する情報が出力されている場合があります。最新の情報については、外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp>、外務省海外安全相談センター(TEL03-5501-8162/外務省の閉庁日を除く9:00~17:00)、外務省海外安全情報 FAX センター(手元のFAXから電話0570-023300)などでご確認ください。

19. 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。但し、当社が安全に適切な措置がとれると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

20. 海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の取戻が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することを勧めます。参加お申し込み後、海外旅行保険パンフレットをお渡しいたします。

21. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約及び国内法により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございまして、ご購入には十分ご注意ください。

22. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

23. 旅行条件の基準日

旅行代金は2018年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規制または2018年4月1日現在、国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規制を基準として算出されています。

24. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)によります。

25. 燃油サーチャージについて

(1) 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日と利用航空会社等により金額が異なります。旅行代金と併せて日本円で支払ってください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。(2) 契約成立後、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得たうえで追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。(3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を支払います。但し、燃油サーチャージについて取り消しの説明および必要書類の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

26. 個人情報の取扱いに関して

(1) 株式会社毎日企画サービスおよび株式会社毎日エデュケーション(以下「当社」といいます)は、留学・旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報(過去に取得したものを含みます)について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様が申込みいただきました留学・旅行において入学手続き及び送迎・宿泊機関等の提供するためのサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社では下記内容をお客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。① 当社発行の留学パンフレットならびに学校パンフレットの送付 ② 当社との関連する留学プログラム・旅行商品の各種キャンペーン、セミナー、イベントのご案内 ③ 留学・旅行参加後のご意見やご感想の提供のお問い合わせ ④ アンケートのお願い ⑤ 特典サービスの提供 ⑥ 統計資料の作成

(2) 当社は当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり、必要となる最小限の範囲のみについて、当社が扱う留学プログラム・旅行商品ならびに旅行物内容などの案内のために、これらを利用させていただきますことがあります。(3) 外部委託について 当社は旅行業及び留学支援事業に関する円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報保護体制について一定の水準を満たしていることを認める委託先に個人情報を委託することがあります。また、当該委託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。

(4) 個人情報の変更および訂正について

お申込み時に提供された情報の変更・訂正・削除のお申し出は、ご本人からのご要望であることを確認し、遅滞なく行います。

(5) 個人情報に関する相談、苦情、開示請求

下記までお問い合わせください。
株式会社毎日企画サービス 個人情報管理責任者 E-mail web-master@maitabi.jp
株式会社毎日エデュケーション 個人情報管理責任者 E-mail overseas@myedu.co.jp

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1)お客様と毎日エデュケーション（以下当社といいます）とは、手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)当社はお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
- (4)旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お申込金をお支払いください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日までに当社が確認できるようにお支払ください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当る日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払ください。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立します。
- (3)上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
 - 【1】お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。（書面をお渡しした時点、郵送の場合は発信した時点、FAXおよびEメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。）
 - 【2】旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。（当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。）

3. お申し込み条件

- (1)高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。
- (2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

- (1)旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。）は契約書面に記載した日までにお支払いください。
- (2)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (3)当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。
- (4)当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含む）や取消料、違約料、追加諸費用などをお支払いいただくことが

あります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 渡航手続

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

7. 旅行契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
- 【1】変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。）
 - 【2】当社所定の変更手続料金

8. 旅行契約の解除

- (1)お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
 - 【1】お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。）
 - 【2】当社所定の取消手続料金
 - 【3】当社が得るはずであった取扱料金
- (2)当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻したします。
- (3)お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に本項(5)に定める料金をお支払いいただきます。
- (4)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項に定める料金をお支払いいただきます。
- (5)本項(1)(3)(4)に該当するときは、次の料金をお支払いいただきます。
 - 【1】お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）
 - 【2】当社所定の取消手続料金
 - 【3】当社が得るはずであった取扱料金

9. 団体・グループ手配

- 同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。
- (1)当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
 - (2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
 - (3)契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
 - (4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
 - (5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。
 - (6)旅行の運営はおお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・

グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

(1) 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。

(2) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といいます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(3) 手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」）のカード会員（以下「会員」）より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受ける」こと（以下「通信契約」）を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受ける場合があります。「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

(1) 通信契約による旅行契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を發した時に、EメールおよびFAXで通知する場合はその通知がお客様に到着した時に成立します。また、申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。＝第2項(2)関連

(2) 「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第8項に定める「契約解除に係る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。＝第5項、第8項関連

(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項(3)の料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

13. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

14. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

15. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

16. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、【1】当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご

案内【2】旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い【3】アンケートのお願い【4】特典サービスの提供【5】統計資料の作成、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。(2) 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。

(3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

17. その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

弊社取消手数料

取消受付日	取消料
お申込後～7日以内	0円
8日目以降～開講日からさかのぼって7日前	21,600円
開講日6日前から開講日前日	42,600円
開講日当日以降	研修費用全額